

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2020年1月

JBS Newsletter
2020年3月06日

Contents

税務法規

- ▶ 「中華人民共和国契税法(草案)」に対する意見募集
- ▶ 「中華人民共和国都市維持建設税法(草案)」に対する意見募集
- ▶ 「2019年度個人所得税の総合所得に係る確定申告事項に関する公告」(国家税務総局公告[2019]44号) (“44号公告”)ほか

商務法規

- ▶ 「『中華人民共和国外商投資法』の適用に関する若干の問題についての解釈」(法釈[2019]20号) (“20号通達”)
- ▶ 「中華人民共和国外商投資法实施条例」(國務院令[2019]723号) (“723号令”)
- ▶ 「年次報告の“多報合一”改革に関する業務についての通知」(国市監信[2019]238号) (“238号通達”)ほか

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2020年01月の発行状況は以下の通りです。

- | | |
|----------------|-----------|
| ▶ 2020年 01月03日 | 第2020001号 |
| ▶ 2020年 01月10日 | 第2020002号 |
| ▶ 2020年 01月17日 | 第2020003号 |
| ▶ 2020年 01月23日 | 第2020004号 |

Japan Business Servicesグループで、2020年01月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速達」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

▶ 「中華人民共和国契税法(草案)」に対する意見募集

概要

2019年12月18日、全国人民代表大会常務委員会は「中華人民共和国契税法(草案)」「(「契税法草案」)」を公表し、パブリックコメントを求めた。

「契税法草案」の主な内容は次のとおりである。

納税者: 中華人民共和国国内で土地(即ち、土地使用権の払下げと譲渡。売却、贈与、交換を含むが、土地請負経営権及び土地経営権の移転は含まない)、建物(売買、交換及び贈与を含む)の所有権を移転する場合、所有権の移転を受ける組織及び個人は契税の納税者となる。

税率: 契税の税率は3-5%であり、具体的な適用税率は、省、自治区、直轄市の人民政府が所有権移転の主体、地区、建物の類型に応じて決定する。

課税標準: 契税の課税標準は土地使用権の払下げ、売却、建物売買の取引価格、土地使用権の交換、建物の交換の価格差額とする。土地使用権の贈与、建物の贈与等の価格のない譲渡、及び価格差額が明らかに低く、かつ正当な理由がない場合については、税務機関が関連の市場価格を参照し、法に基づき査定することができる。

納税額の計算: 納税額=契税の課税標準×適用税率

減免税: 「契税法草案」では、契税が免除及び減税される状況を列挙している。

納税義務の発生時期: 契税の納税義務の発生時期は、納税者が土地、建物の所有権移転契約を締結するか、または移転契約の性質を有する証憑を取得した当日とする。

「契税法草案」では、“みなし譲渡”の概念が新たに導入された。即ち、土地、建物の所有権をもって行う投資、債務償還、奨励等により土地、建物の所有権が移転する場合、土地、建物の所有権移転行為とみなされ、契税が課される。

「契税法草案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff8080816f21a161016f3ae12cec6812>

▶ 「中華人民共和国都市維持建設税法(草案)」に対する意見募集

概要

2019年12月28日、全国人民代表大会常務委員会は「中華人民共和国都市維持建設税法(草案)」「(「都市維持建設税法草案」)」を公表し、パブリックコメントを求めた。

「都市維持建設税法草案」は11条から成り、主な要点は次のとおりである。

課税標準: 「都市維持建設税法草案」によれば、都市維持建設税は納税者が実際に納付した増値税、消費税の税額を課税標準とする。期末未控除増値税の還付税額は都市維持建設税の課税標準から控除することができる。貨物を輸入するか、または国外の組織及び個人が中国国内に役務、サービス、無形資産を販売(提供)することにより納付した増値税、消費税は、都市維持建設税を徴収しない。

税率: 「都市維持建設税法草案」第4条では、次の3段階の税率を設けている。

- ▶ 納税者の所在地が市区にある場合、税率は7%とする。
- ▶ 納税者の所在地が県、鎮にある場合、税率は5%とする。
- ▶ 納税者の所在地が市区、県、鎮にない場合、税率は1%とする。

減免税: 「都市維持建設税法草案」第6条によれば、国民経済及び社会発展のニーズに応じて、国務院は都市維持建設税の減税または免税を定め、全国人民代表大会常務委員会に届け出ることができる。

そのほか、「都市維持建設税法草案」では、都市維持建設税の納税義務の発生時期及び源泉徴収義務者等の事項についても規定している。

「都市維持建設税法草案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff8080816f21a161016f3afe82c168d8>

- ▶ 「2019年度個人所得税の総合所得に係る確定申告事項に関する公告」(国家稅務總局公告[2019]44号) (“44号公告”)
- ▶ 「個人所得税申告表の一部改訂に関する公告」(国家稅務總局公告[2019]46号) (“46号公告”)

概要

納税者の合法的な權益を保護し、特別付加控除政策の実施を徹底するため、国家稅務總局は2019年12月31日付で、2019年度個人所得税の総合所得に係る確定申告事項について規定した44号公告を公布した。

44号公告の内容は、以前に公布された「2019年度個人所得税の総合所得に係る確定申告事項に関する公告(意見募集稿)」(「意見募集稿」とほぼ一致し、総合所得の確定申告の内容、計算方法、税引き前控除項目、申告期間及び方式等について規定している。

そのほか、44号公告では、次の事項についても補足的に規定している。

- ▶ 2019年度個人所得税の確定申告の計算式

$$2019\text{年度確定申告による還付または追加納付税額} = [(\text{総合所得収入額} - 60,000\text{人民元} - \text{“三險一金”等の特別控除} - \text{子女教育等の特別付加控除} - \text{法に基づくその他の控除} - \text{寄付}) \times \text{適用税率} - \text{速算控除額}] - 2019\text{年予納税額}$$
- ▶ 源泉徴収義務者が代理人として確定申告を行う場合、納税者は2020年4月30日までに源泉徴収義務者と書面による確認を行い、2019年度において本企業以外から取得した総合所得の収入、関連控除、優遇適用等に関する資料を提供しなければならない。
- ▶ 納税者が年度確定申告を行う際、稅務機關へ年度確定申告表を提出するほか、本人に関する基礎情報を修正するか、追加的に控除または優遇の適用を受ける場合、規定に基づき、関連情報も併せて記入しなければならない。

納税者及び年度確定申告を代行する源泉徴収義務者は、年度確定申告表及び納税者の総合所得の収入、控除、納付済み税額または租稅優遇等に関する資料を、年度確定申告期間が終了した日から5年間保存しなければならない。

納税者が年度確定申告についてよりよく理解し、手続きを行うことができるように、国家稅務總局は同日に、個人所得税申告表の一部改訂に関する46号公告も公布した。

46号公告の主な内容は次のとおりである。

- ▶ 各納税者が自らの状況に応じて申告表を選択し、より簡単に申告表に記入できるように、従来の「個人所得税年度自主納税申告表」を、「個人所得税年度自主納税申告表(A表)」、「個人所得税年度自主納税申告表(簡易版)」、「個人所得税年度自主納税申告表(Q&A版)」に分けた。
- ▶ 国外所得を取得した納税者が稅額控除限度額をより明瞭に計算し、申告を行えるように、「個人所得税年度自主納税申告表(B表)」及び「国外所得個人所得税控除明細表」を策定した。
- ▶ 納税者が寄付控除及び租稅優遇の適用について記入する際の便宜を図るために、従来の「個人所得税經營所得納税申告表(A表)」、「個人所得税減免税事項報告表」の記入内容及び説明を調整した。
- ▶ 源泉徴収義務者が個人所得税の源泉徴収手数料を申請し易くなるように、「源泉徴収手数料申請表」を設けた。

46号公告の規定によれば、改訂後の申告表は2020年1月1日より適用される。

44号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5142065/content.html>

46号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5142092/content.html>

- ▶ 「増値稅控除証憑の認証確認期限の撤廃等の増値稅に係る徴収管理問題に関する公告」(国家稅務總局公告[2019]45号) (“45号公告”)

概要

国家稅務總局は2019年12月31日付で、増値稅控除証憑の認証確認期限の撤廃等の増値稅の徴収管理問題に関する45号公告を公布した。

45号公告の主な内容は次のとおりである。

- ▶ 増値稅一般納税者が取得した2017年1月1日以降に発行された増値稅專用發票、稅關輸入増値稅專用納付書、自動車販売統一發票、有料道路通行料増値稅電子普通發票は、認証確認、照合比較、控除申告の期限を撤廃する。(2020年3月1日より実施)

- ▶ 増値税一般納税者が取得した2016年12月31日以前に発行された増値税専用発票、税関輸入増値税専用納付書、自動車販売統一発票は、認証確認、照合比較、控除申告の期限を過ぎていても、規定の条件に合致する場合、引き続き仕入税額の控除ができる。(2020年1月1日より実施)
- ▶ 納税者が増値税の即時徴収・即時還付政策の適用を受ける際に、納税信用格付けの要件がある場合、納税者が税額還付を申請する日の属する期間の納税信用格付けによるものとする。(2020年1月1日より実施)
- ▶ 納税者が増値税未控除税額の還付政策の適用を受ける際に、納税信用格付けの要件がある場合、納税者が所轄税務機関へ増値税未控除税額の還付を申請する時の納税信用格付けによるものとする。(2020年1月1日より実施)
- ▶ 納税者が取得した財政補助収入は、貨物、役務、サービス、無形資産、不動産の販売(提供)による収入または数量と直接連動する場合、規定に従って増値税を計算しなければならない。(2020年1月1日より実施)

45号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5142086/content.html>

- ▶ 『「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための中国本土と香港特別行政区との間の取決め」第五議定書の発効、実施に関する公告』(国家税務総局公告[2019]51号) (“51号公告”)

概要

中国本土及び香港特別行政区は2019年7月19日に北京において、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための中国本土と香港特別行政区との間の取決め」(“取決め”)の第五議定書(“第五議定書”)を締結した。国家税務総局は2019年12月31日付で51号公告を公布し、両地においてそれぞれの法律手続きを完了したことを宣言し、「第五議定書」は2019年12月6日に発効した。「第五議定書」は、中国本土においては2020年1月1日以降に開始する納税年度に取得する所得に適用され、香港特別行政区においては2020年4月1日以降に開始する課税年度に取得する所得に適用される。

「第五議定書」は「取決め」を改正するものであり、その内容には、「取決め」の目的、居住者身分、恒久的施設、キャピタルゲイン、「取決め」の優遇適用に係る資格判定を含み、“教育又は研究に係る報酬”の条項も追加された。

当該条項の導入は、中国本土と香港特別行政区との間の科学技術及び文化交流に積極的な役割を果たすことが期待される。(「第五議定書」については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2019年8月号を参照。)

「第五議定書」には、“税源浸食及び利益移転”(BEPS)行動計画の一部の成果が取り入れられ、国際課税ルールの最新の変化を反映している。相応の調整を行うために、納税者は「第五議定書」が企業のビジネスと運営に与える影響を充分検討する必要がある。

「取決め」及び「第五議定書」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810770/c1153751/content.html>

商務法規

- ▶ 『「中華人民共和国外商投資法」の適用に関する若干の問題についての解釈』(法釈[2019]20号) (“20号通達”)

概要

「中華人民共和国外商投資法」(“外商投資法”)を正しく適用し、法に基づいて中国国内、国外の投資者の合法的權益を平等に保護するために、最高人民法院は2019年12月26日付で法釈20号通達を公布し、平等な主体間の投資契約に係る紛争案件に対する法律の適用に関する若干の問題についての解釈(“解釈”)を示した。(「外商投資法」については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2019年3月号を参照。)

「解釈」の主な内容は次のとおりである。

- ▶ 「解釈」でいう投資契約とは、外国投資者(即ち、外国の自然人、企業或いはその他の組織)が直接または間接的に中国国内で投資を行うことにより形成される関連の契約をいい、外商投資企業契約、株式譲渡契約、持分譲渡契約等が含まれる。
- ▶ 投資契約が「外商投資法」の施行前に締結されたが、人民法院が「外商投資法」の施行時点までに有効な判決を下していない場合、前項の規定(注)を適用し、契約の効力を認定するものとする。(注:「外商投資法」にいう外商投資参入ネガティブリスト以外の分野で形成された投資契約は、契約がまだ関連行政主管部門で承認、登記されていないことを理由として当事者が契約の無効または未発効を主張しても、人民法院はこれを支持しないという規定。)

- ▶ 外商投資参入ネガティブリストで投資を禁止すると規定している分野に外国投資者が投資し、当事者が投資契約の無効を主張する場合、人民法院はこれを支持する。
- ▶ 外商投資参入ネガティブリストで投資を制限すると規定している分野に外国投資者が投資し、当事者が制限性参入特別管理措置に違反していることを理由として投資契約の無効を主張する場合、人民法院はこれを支持する。
- ▶ 有効な判決が下される前に、外商投資参入ネガティブリストの調整により、外国投資者による投資が、投資が禁止または制限される分野への投資に該当しなくなり、当事者が投資契約の有効性を主張する場合、人民法院はこれを支持する。
- ▶ 人民法院は香港特別行政区、マカオ特別行政区の投資者、中国国外に定住する中国公民が中国本土で投資を行うか、台湾地区の投資者が中国大陸で投資を行うことにより生じた紛争案件を審理する際に、本解釈を参照し、適用することができる。

「解釈」は2020年1月1日より施行される。

「解釈」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-212921.html>

「外商投資法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/difang/201903/20190302845209.shtml>

- ▶ 「中華人民共和国外商投資法実施条例」(國務院令[2019]723号) (“723号令”)

概要

「外商投資法」の実施を促進するため、國務院は2019年12月26日付の723号令により、「中華人民共和国外商投資法実施条例」(“実施条例”)を公布した。「実施条例」は2020年1月1日から施行される。

「実施条例」は6章から成り、主な要点は次のとおりである。

投資促進

- ▶ 外商投資企業は法に基づき、国家による企業の発展を支持するための各政策が平等に適用される。
- ▶ 外商投資政策の透明性を向上させる。外商投資に関する法律法規を制定、起案する際に、外商投資企業及び関連する商会、協会等から意見や提案をヒアリングしなければならない。

- ▶ 外商投資を奨励する。外商投資産業奨励目録及び関連の優遇策を策定する。
- ▶ 外商投資企業が法に基づき標準化作業に平等に参加することを保障する。
- ▶ 外商投資企業が法に基づき政府調達活動に公平に参加することを保障する。

投資保護

- ▶ 特殊な状況において、国家が公共利益のニーズに応じて外国投資者の投資に対して徴用、収用を実行する場合、法定手続きに従って、差別のない方式で行わなければならない。
- ▶ 行政機関及びその職員は行政手段を利用し、外国投資者、外商投資企業に技術移転を強制し、または形を変えた強制をしてはならない。
- ▶ 地方政府及びその関連部門は政府の交代、職能調整を理由として、約定違反、破棄をしてはならない。

移行措置

既存の外商投資企業は「外商投資法」の施行後5年間は、法に基づき、その組織形式、組織機構等を調整し、かつ変更登記を行うことも、企業の従来の企業組織形式、組織機構等を引き続き保留することもできる。2025年1月1日以降、法に基づき変更登記を行っていない既存の外商投資企業に対して、企業登記機関はその他の登記事項の申請を受理しない。

香港、マカオ、台湾からの投資

香港特別行政区、マカオ特別行政区の投資者が中国本土で、台湾地域の投資者が中国大陸で投資する場合、「外商投資法」及び「実施条例」を参照する。(「台湾同胞投資保護法」及びその実施細則、並びに法律、行政法規または國務院に別途規定がある場合を除く。)

関連政府機関の「実施条例」に関する問題についての記者会見(“「記者会見」”)によれば、「外商投資法」及び「実施条例」の施行日(2020年1月1日)より、従来の法律法規に定められていた外商投資企業の設定等に対する審査・承認、届出管理の制度は適用されなくなる。

「実施条例」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-12/31/content_5465449.htm

「記者会見」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/2019-12/31/content_5465599.htm

▶ 「年次報告の“多報合一”改革に関する業務についての通知」(国市監信[2019]238号) (“238号通達”)

概要

企業の負担を一層軽減し、ビジネス環境を整備するため、国家市場監督管理総局、商務部、国家外貨管理局は2019年12月16日付で238号通達を公布し、2019年度から市場監督管理、商務、外貨管理の年次報告の“多報合一”改革を実施することを決定した。

238号通達の主な内容は次のとおりである。

提出要求: 2019年度の年次報告より、外商投資企業(機構)は「外商投資法」の規定に基づき、一律に国家企業信用情報公示システム(www.gsxt.gov.cn)を通じて“多報合一”年次報告を提出しなければならない。年次報告の内容には、商務主管部門及び外貨管理部門への年次報告事項(添付1)が追加されたが、追加された年次報告事項は公示されない。

提出時期: 2019年度の外商投資企業(機構)の“多報合一”年次報告の提出期間は2020年1月1日から6月30日までとする。6月30日までに年次報告を提出しない企業は、市場監督管理部門が経営異常名簿に列挙するものとする。

メカニズム: 名簿管理、情報共有、緊急事態対応、問合せ対応、サンプリング検査等を含む関連のメカニズムを確立する。

238号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://images.mofcom.gov.cn/wzs/201912/20191220180745485.pdf>

▶ 「2019年度外商投資情報報告の年度報告の実施に関する公告」(商務部公告[2019]72号) (“72号公告”)

概要

外商投資情報報告制度を着実に実施するため、国家市場監督管理総局、国家外貨管理局及び商務部は2019年12月31日付で、2019年度外商投資情報報告の年度報告作業の実施に関する72号公告を公布した。72号公告は2020年1月1日から施行される。

72号公告によれば、2019年12月31日までに中国国内で法に基づき設立、登記した外商投資企業は2020年1月1日から6月30日までの間に、国家企業信用情報公示システム(<http://www.gsxt.gov.cn/index.html>)にログインし、年度報告を提出しなければならない。

2020年1月1日以降に設立した外商投資企業は、翌年より年度報告を提出する。年度報告の内容については、「外商投資情報報告に関する事項についての公告」(商務部公告[2019]62号) (“62号公告”)を参照。

年度報告を行う外商投資企業が記入した投資経営情報は、「企業情報公示暫定条例」(國務院令[2014]654号) (“654号令”)に基づいて公示される場合、外商投資情報報告システムの公示プラットフォーム

(<http://wzxxbg.mofcom.gov.cn/gspt/>)及び国家企業信用情報公示システム

(<http://www.gsxt.gov.cn/index.html>)を通じて公示される。

年度報告に報告事項の誤りや漏れがある場合、2020年6月30日までであれば、外商投資企業は国家企業信用情報公示システムを通じて補足または修正を行う。2020年7月1日以降に外商投資企業が年度報告の補足または修正を行う必要がある場合は、商務主管部門に申請を提出しなければならない。年度報告義務の不履行により経営異常名簿に列挙された場合、654号令の規定に従って、関連手続きを行わなければならない。

72号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://file.mofcom.gov.cn/article/gkml/202001/20200102927881.shtml>

62号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://wzs.mofcom.gov.cn/article/n/201912/20191202927046.shtml>

654号令の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://slj.sx.gov.cn/art/2019/5/20/art_1485362_34291379.html

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけると幸いです。

- ▶ **北京**
堀尾 成宏
監査
+86 10 5815 4050
naruhiro.horio@cn.ey.com

鍋島 正知
監査
+86 10 5815 4253
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com

上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com
- ▶ **大連**
秋山 大輔
監査
+86 411 8252 8999
daisuke.akiyama@cn.ey.com
- ▶ **上海**
高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com

八幡 正博
監査
+86 21 2228 4652
masahiro.yawata1@cn.ey.com

佐藤 勝俊
監査
+86 21 2228 9579
Katsutoshi.Sato@cn.ey.com

星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com

山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com
- 江 海峰**
金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com

石川 翔太
金融
+86 21 2228 4006
shota.ishikawa@cn.ey.com

三宅 亜紀子
Forensics
+86 21 2228 5688
akiko.a.miyake@cn.ey.com

坂出 加奈
税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com

小島 圭介
税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com

丸山 直也
法務
+86 21 2228 8346
maruyama.naoya@eychenandco.com

久保田 順一
TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com
- ▶ **広州**
長内 幸浩
監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com

梁 晔
監査
+86 20 2838 1043
ye.liang@cn.ey.com
- ▶ **深圳**
小島 慎一
監査
+86 755 2502 5463
shinichi.kojima1@cn.ey.com
- ▶ **香港**
重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com

柿本 啓太
監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com

塚原 俊郎
監査
+852 3471 2751
toshio.tsukahara@hk.ey.com

吉田 薫
監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com

徳山 勇樹
監査
+852 37585988
yuki.tokuyama@hk.ey.com

▶ 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

黄芳燕

税務

Ada.Huang2@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケティング本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com

© 2020 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03009990

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

